

## 7. 用語解説

abc

### NPO 法人

民間非営利組織。継続的、自主的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

### PDCA サイクル

企業等が行う一連の活動を、それぞれ Plan（計画）-Do（行動）-Check（確認）-Action（修正）（=PDCA）という観点から管理するフレームワーク。

あ行

### 空家等対策計画

市町村区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して定める、空家等に関する対策についての計画。

### 意匠

建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのこと。

### 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に提出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

か行

### 外構

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

### 雁木

近世以降に水辺に昇降するため川の斜面に造られた階段状の港湾施設および護岸。

### 基準色

周辺計画との調和を図るため、使用することができる色彩のこと。

### 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、責任と行動において相互に対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。例えば、市民等と行政が一体となり、まちづくりを進めることや、地域の課題解決に向けて協力して取り組むことなどがあげられる。

### 禁止色

周辺景観との調和を図るため、使用することを禁止する色彩のこと。

### 近代化産業遺産

全国各地には、我が国の産業近代化の過程を物語る存在として、数多くの建築物、機械、文書が今日まで継承されており、これらは、自らが果たしてきた役割や先人たちの努力など、豊かな無形の価値を今に伝えている。経済産業省では、これらの歴史的価値をより顕在化させ、地域活性化の有益な「種」として、地域の活性化に役立てることを目的として、これらを「近代化産業遺産」として大臣認定した。

### 景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、景観協議会を組織する

ことができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

### 景観協定

景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。ただし、当該土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

### 景観行政団体

景観法第七条第一項に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく団体のこと。竹原市は、令和2年10月15日に景観行政団体になった。

### 景観形成基準

ひとつの景観計画区域内に、景観上の特性が異なる地区を複数含む場合、景観計画区域内において、地区を区分して地区名を定める等により、それぞれの区分ごとに届出対象行為の追加及び適用除外、届出対象行為ごとの良好な景観の形成のための行為の制限を別に定めること。

### 景観審議会

学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築行為や開発行為等に対する勧告や命令

など、本市の景観行政に関わる事項を審議する組織のこと。

### 景観整備機構

景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

### 景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風

格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 形態

生物や機構などの組織体を外から見たかたちやありさま。

## さ行

## 彩度

色の「鮮やかさ」を示す尺度のこと。0 から 14 の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示す。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になる。

## 史跡名勝天然記念物

文部科学大臣が指定する、記念物のうち重要なもの。

## 自然海浜保全地区

瀬戸内海の海浜地 及びこれに面する海面のうち、次に該当する区域 として指定された地区。  
①水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。  
②海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

## 視点場

良好な景観を眺望することができる場所のこと。

## 修景

風景を修復すること。良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の

改良・改善を図ること。

## 重要伝統的建造物群保存地区

文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

## 重要文化財

文部科学大臣が指定する、有形文化財のうち重要なもの。

## 重要文化的景観

都道府県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定する、当該都道府県又は市町村が定める景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なもの。

## 常夜灯

夜の間じゅうつけておく灯火。常灯。

## シンボルロード

地域の顔となる特色のある街路。

## 推奨色

周辺景観との調和を図るため、使用することが望ましい色彩のこと。

## 瀬戸内海国立公園

昭和 9 (1934) 年に雲仙・霧島とともに日本で最初に指定された国立公園。  
備讃瀬戸を中心に紀淡・鳴門・関門・豊予の 4 つの海峡に囲まれた地域のうち、広い海域とそこに点在する島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されている。その範囲は 1

府 10 県にまたがり、海域を含めると 90 万 ha を超え、国内で最も広い。

### 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。

## た行

### 竹原市総合計画

竹原市の未来創造に向け、まちづくりの方向を明らかにする指針として、策定される新しい総合計画。

### 竹原市都市計画マスタープラン

住民に最も近い基礎自治体である市が、住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像と整備方針などを長期的な視点にたって、都市計画の方針として定めるもの。都市づくりに係る課題、都市づくりの方向性、市民のまちづくりに対する意見などを踏まえた計画を策定することで、市民等と行政が将来の都市像を共有し、次世代に引き継ぐ都市づくりを効果的かつ着実に進めていく上での指針とすることを目的とする。

### 地区計画

生活に密着した身近な地区において、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標や将来像の方針、生活道路・公園などの配置、建築物の建て方のルール、街並みなどを地域住民の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める。

### 中国自然歩道

中国 5 県を一周する総延長約 2,295km の長距離自然歩道。国立・国定公園、県立自然公園や史

跡・名勝・天然記念物・由緒ある社寺など、その地方の特色ある場所を通るように結ばれている。

### 眺望点

遠景や中景などの景観を一望できる公開された場所で、展望台などが一例としてあげられる。

### 低未利用地

居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地。

### 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

### 特別史跡名勝天然記念物

文化科学大臣が指定する、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なもの。

### 届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為。

## な行

### ノスタルジック

郷愁を感じるさま。また、感じさせるさま。

## は行

### バリアフリー

高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き（フリー）、誰もが暮らしやすい社会環

境をつくること。又はそのように設計されたものの。

それを創造的に破壊することによって新しいシステムを構築すること。

### 風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

### ま行

#### 街なみ環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業。

#### 水と緑のネットワーク

緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺のもつ多様な機能の向上を目指すもの。

#### 明度

色の「明るさ」を示す属性のこと。黒を0、白を10として表し、数値が大きくなるほど明るい色を示す。

### ら行

#### ランドマーク

山や建築物などの目標物。ランドマークの重要な特色は、周囲の物からひととき目立ち、覚えやすい特異性を有することにある。

#### リノベーション

再開発。既存のシステムの一部を利用したり、

### わ行

#### ワークショップ

地域に関わる様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ、よりよいものを作り上げていく会議手法。